

令和6（2024）年12月から企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定が変更されるため、 基礎年金番号を含む加入者情報の月次登録、 掛金相当額の規約への記載、従業員への周知が必要となります

令和6（2024）年12月より、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金（以下「DB等」という。）に加入している方の企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定に当たり、DB等の他制度掛金相当額を反映することとなります。

$$\begin{aligned} \text{企業型DCの拠出限度額} &= 5.5 \text{万円} - \text{DB等の他制度掛金相当額} \\ \text{iDeCoの拠出限度額（上限2.0万円）} \\ &= 5.5 \text{万円} - \text{DCの事業主掛金額} - \text{DB等の他制度掛金相当額} \end{aligned}$$

DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆様におかれては、基礎年金番号を含む加入者情報の月次登録、DB等の掛金相当額の算定と規約への記載、従業員の皆様への周知が必要となります。**施行日が近づいてきたところ、ご協力のほど、改めてお願い申し上げます。**

1. 基礎年金番号を含む加入者情報の月次登録

令和6（2024）年12月から、iDeCoの拠出限度額の管理のため、毎月、全てのDB等の加入者に関する情報を企業年金連合会が整備する企業年金プラットフォーム（PF）に、登録する必要があります。PFに登録される情報が適切でない場合、iDeCoに掛金を拠出できないなど、加入者（従業員）の皆様が不利益を被ることになります。

基礎年金番号を含む登録するデータの整備

PFにおける情報連携は加入者の『**基礎年金番号**（注1）・**生年月日**・**性別**』を使用しますので、各実施事業所の事業主と連携し、**これらの情報の正確な把握・確認**を行い、登録に向けた準備を改めてお願いいたします。

基礎年金番号は、「資格取得確認・標準報酬決定通知書」（厚生年金資格取得の際に送られる書類・データ）でご確認できます。また、加入者であれば、自身の基礎年金番号を、基礎年金番号通知書や青色の年金手帳、マイナポータル・ねんきんネット等でご確認できます。

また、上記手段で確認することが難しい場合は、令和6年5月以降、日本年金機構が提供する「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用できます。（注2）

（注1）基礎年金番号は、原簿の記載事項として、事業主・基金において管理していただく必要があるものです（確定給付企業年金法施行令20条、同法施行規則21条）。

（注2）ご利用を希望する場合は、当該サービスの利用申込みをしていただくほか、事前の準備が必要です。詳しくは[日本年金機構ホームページ](#)をご確認ください。

企業年金プラットフォームへの月次登録

PFへのデータ登録は、毎月末日におけるDB等の加入者に関する情報を翌月末までに行う**必要があります**（初回は、令和6（2024）年11月末日の情報を12月末までに登録）。登録作業は、法令に基づき、受託機関から行っていただくこととなります（※）。

受託機関による登録が円滑に実施されるよう、**毎月の加入者に係る変更情報の連携**に関して、必要に応じて関係先との間で提出期限の見直し等のご対応を改めてお願いいたします。

※ DB等の加入者の記録管理に関する業務を委託していない場合は、DBの代表事業主・基金、厚生年金基金からデータ登録を行っていただくこととなります。

2. DB等の他制度掛金相当額の算定と規約への記載

令和6（2024）年11月1日までに、受託機関と連携してDB等の他制度掛金相当額を算定し、他の掛金額（標準掛金、特別掛金など）と同様に規約に記載する必要があります。

※ 詳細については、受託機関とご相談いただきますようお願いいたします。

DB等の他制度掛金相当額とは

企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定に当たってDB等がどの程度を占めるのかを評価するものであって、DB等の給付に対して事業主が拠出したとみなされるものとして算定します。

具体的には、DB等の標準掛金と同様の手法により、財政方式ごとの算定式に基づき、毎月定額の掛金相当額として算定します。給付区分ごとに算定するほか、適正な年金数理に基づいて計算するため、簡易な基準に基づくDBを除き、年金数理人の確認が必要です。

規約への記載

DB等の他制度掛金相当額は、令和6（2024）年12月からDCの拠出限度額の算定に反映されることから、令和6（2024）年11月1日までにDB等の規約に記載してください。

規約の変更は、円滑な施行の観点から、可能な限り下記の区分に応じて手続きを進めていただきますようお願いいたします。

- ① 令和6（2024）年11月1日までに規約変更が予定されているDB等
規約変更に合わせてDB等の他制度掛金相当額を記載
- ② ①以外のDB等
受託機関とご相談いただき、DB等の他制度掛金相当額が算定されたときに記載

3. 従業員の皆様への周知

従業員の皆様のiDeCoへの加入やiDeCo掛金額の検討のため、**令和6（2024）年12月までに、各実施事業所の事業主を通じて、従業員の皆様に対し、DB等の他制度掛金相当額・相談窓口等を周知していただくよう、お願いいたします。**

周知をお願いしたい事項

<全ての従業員に対して>

・DB等の他制度掛金相当額

※ 複数のDB等（私立学校教職員共済制度を含む）に加入の場合、各々の掛金相当額の合算が必要です。

・PFで不整合が生じた場合の従業員の皆様の相談窓口

※ PFに登録された情報との不整合等、情報連携で不整合が生じた場合、国民年金基金連合会から加入者に対してお知らせを送付する予定です。この際、PFに登録されている加入者（従業員）の情報が正しいか確認が必要となりますので、**お知らせを受け取った従業員の皆様が相談できる窓口を、従業員の皆様**に周知していただくようお願いいたします。

<他制度掛金相当額が高いDB等（※）に加入する従業員に対して>

・令和6（2024）年12月以降、iDeCoの掛金の上限が小さくなる又は掛金を拠出できなくなる場合があること

※ 企業型DCとDB等を併用している場合は**月2.75万円**を超えるDB等、DB等のみ実施の場合は**月4.3万円**を超えるDB等において、加入者のiDeCo掛金額に影響が生じることがあります。